

7 地域の歴史文化資源の収集、保存、情報発信について

7.1 地域資料の収集・保存について

<地域資料の収集・保存の必要性について>

図書館では、大正5年開館以来、堺に関する地域資料を収集、保存、提供している。今日の蔵書は、戦災を乗り越え、戦後にわたり引き継がれ、図書だけではなく、様々な形態の資料を含み、将来に向け適切に保存していく必要がある。あわせて、地域資料は、過去の歴史を伝えるだけにとどまらず、ビジネス支援等でも現在の市民の生活に役立つので、さまざまなニーズをもつあらゆる人が、堺に関する情報を利活用でき、課題解決できるような環境を整備する必要がある。

<収集>

- ① 堺市立図書館は、100年の歴史を持ち、江戸期の和本や古文書、明治期刊行物など当館にしかない貴重な地域資料を数多く所蔵し、保存している。
- ② 日本三大市史に数えられる『堺市史』編纂時に収集された史料、写真原版等を昭和7年に市史編纂部より引き継いでいる。また、明治期に編纂された『堺大観』や『堺史料類纂』などの資料群も引き継いでいる。これらの資料は、戦災等で原文書の多くが失われてしまった現在、ここでしか見ることができず、非常に貴重なものとなっている。
- ③ 散逸する地域資料を収集するため、稿本、古絵図、古文書、絵はがき、引札など多岐にわたる形態の資料や書店等では入手できない行政資料や自費出版、パンフレット等の収集も行っている。
- ④ ボランティアグループ「堺メモリー倶楽部」と協働して、地域に残る歴史資料を収集、整理、デジタル化して公開する「堺メモリー事業」の一環で「『堺大観』写真集 明治と現在」や堺市立図書館史のパネル等を作成した。

<保存>

- ① 地域資料を迅速に提供できるよう、図書館内で資料の装備、書誌データの作成等を行っている。また、劣化の進んでいる歴史史料については、適切な保存・修復対策を行っている。
- ② 図書館では、昭和39年からの『堺市史続編』編纂事業に先立つ史料（歴史資料）調査の過程で古文書等を収集、保存してきた。昭和41年には図書館史料の紹介をおこなう研究誌『堺研究』を発行した。（現在第38号まで発行）。
- ③ 古文書の利活用を図るため、平成10年度から整理事業を実施し、目録作成、マイクロフィルム撮影、複製資料を作成した。以降も、収集した古文書の目録作成や内容調査を継続して行っている。



<地域資料の収集・保存の充実について>

- ① 地域資料の収集、保存は、専門的知識とスキルを有した職員による長年の資料の蓄積により維持されてきた。今後も、時代の変化に即した新たな展開を加え、地域の歴史文化を継承し、地域のアイデンティティを醸成していくことが必要である。そのためには、古文書も取り扱うことのできる専門的な知識を有した職員の配置も望まれる。
- ② 博物館や文化財課と連携して、『堺市史（正・続編）』で使用された古文書や和本等の史料所在調査や目録化も検討すべきである。あわせて、古文書や和本の講習会を開催し、古文書や和本の調査や整理作業を行う市民ボランティアの育成が望まれる。
- ③ ボランティアグループなどの市民団体や教員などとも連携して、地域資料の収集、保存に取り組む必要がある。
- ④ 庁内（広報部、観光部、文化部、博物館、世界文化遺産推進室等）、国や他の専門機関との連携をすすめ、図書館独自では達成できないような、既存の枠にはとられない事業を行うことが望まれる。

7.2 地域資料の情報発信について

<地域資料の情報発信の必要性について>

総務省の「知のデジタルアーカイブ：社会知識インフラの拡充に向けて」（平成24年3月）や「知的財産推進計画2015」（平成27年6月）などで地域資料のデジタルアーカイブによる情報発信の必要性は示されている。堺市の歴史文化を広く世界に発信するため、資源をデジタル化し、データベース化して、地域資料デジタルアーカイブとして、館内やホームページで公開していくことが望まれる。

- ① 電子図書館で郷土史家の著作を中心に平成27年度現在、地域資料31点を公開している。
- ② 公益財団法人図書館振興財団の助成を受け、平成24年度に『堺市史』第7巻の全文デジタル化を行い、ホームページで公開している。
- ③ 地域資料デジタルアーカイブとして、引札、絵はがき、古写真、絵図など797点を館内専用端末、およびHP上で公開している。（平成27年度現在）
- ④ HP上から堺に関するレファレンスを全国から積極的に受けつけ、回答をおこなうとともに、事例を蓄積している。また、堺関係新聞記事索引を作成する等レファレンスツールの整備を行っている。



<地域資料の情報発信の充実について>

- ① 地域資料の情報発信の充実については、ICTを積極的に活用し、史料目録のデータベース化、デジタルアーカイブの構築、音声・動画コンテンツの公開、オープンデータ化などを検討することが必要である。
- ② 『堺市史』の全文デジタル化については、第7巻以外も順次すすめる必要がある。
- ③ 地域を理解し、地域のアイデンティティを醸成するため、学校や教員と連携し、子ども向け地域資料の提供、発信が必要である。そのためには、子どもの視点に立ち、身近な素材を通して、現在の生活感覚に即した資料を作成することが求められる。
- ④ 複製資料などを活用して、ビジュアルに訴え、広く興味をひくような情報提供が望まれる。
- ⑤ 与謝野晶子や仁徳天皇陵古墳など著名な歴史文化資源だけではなく、住民が育んできた歴史を発信することが望まれる。
- ⑥ 戦災や工業化等により風景が変貌しているため、現在の場所と歴史がつながりを持って感じにくい。AR※（拡張現実）等を活用して、失われた歴史資源を再現することも検討すべきである。

※AR：Augmented Realityの略称。日本語訳は、「拡張現実」で、スマートフォンやタブレットなどを利用して、現実の風景にさまざまな情報を重ねあわせて表示する技術のこと。

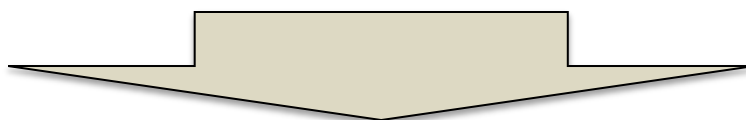
8 開かれた図書館と市民との連携・協力について

<開かれた図書館と市民との連携・協力の必要性について>

- ① 行政とボランティアとの適正な関係に配慮しつつ、図書館サービスの付加価値としての部分について、ボランティアの協力を求める必要がある。

<市民の活動の場の提供の必要性について>

- ① 地域コミュニティの発展のためには、信頼関係に基づいたさまざまなコミュニティの活動が活性化されなければならない。その活動の場の提供、情報の提供は、図書館の重要な使命の一つでもある。
- ② コミュニティ内の個人の多様なスキルや組織力を活用することが、ソーシャル・キャピタル（Social capital、社会関係資本）という概念であり、地域コミュニティを創生し、その活動を活性化するため、図書館はさまざまなスキルを持つ市民の協力を求める必要がある。また、市民が自発的に図書館を支える活動を気軽に行える環境を醸成することも求められる。



<開かれた図書館と市民との連携・協力の展開について>

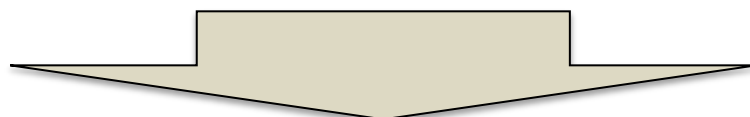
- ① 堺市立図書館では、長年に渡る図書館職員とボランティアとの信頼関係、連携体制が築かれてきており、行政の補助的役割ではなく、対等な協働関係を今後も継続していくことが望まれる。
- ② 市民との連携は、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題や、逆に市民だけでは解決できない問題など、相互にお互いの不足を補完し、協力し合うことで、地域の課題解決に資するとされている。そのため、図書館業務においても市でやるべきことを明確にしたうえで、市民と連携し、協力することが望まれる。
- ③ スマートプラチナ社会といわれる超高齢社会においては、知識の豊富な高齢者の協力を得ることは、図書館業務の発展につながり、また、高齢者の社会参加にもなる。

9 ICTの進化にあわせた情報提供や知のアクセスポイントとしての機能の充実について

9.1 デジタル・ネットワーク社会に対応した図書館

<デジタル・ネットワーク社会に対応したサービスについて>

- ① デジタル・ネットワーク社会においては、図書館における ICT 活用により、多様な情報提供の可能性が期待されている。
- ② デジタル資料の活用については、普段インターネットを利用することができない環境にある市民に対して、利用者閲覧用インターネット端末が利用できるスペースを用意する必要がある。
- ③ インターネット端末・オンラインデータベース用端末は、中央図書館、区域館等で相当台数が必要である。



<デジタル・ネットワーク社会に対応したサービスの展開について>

- ① 情報インフラ整備の観点から、中央図書館、各区域館で、無料のインターネット接続ができるように、高速通信回線のスマートフォン等の普及など、急速な通信環境の変化を考慮し、費用対効果を勘案したうえで、公衆無線 LAN か、またはそれに代わるインターネット閲覧環境を図書館で実現することが望ましい。
- ② スマートフォン、タブレット端末等の新たなデバイス*の普及に伴い、その利用者が増えると考えられ、図書館は、電子書籍提供と併せて、これらのデバイスを持たないあるいは持てない市民向けに、電子書籍閲覧用としてそれらの貸出も含めて、検討する必要がある。
- ③ デバイスの提供とともに、操作方法やインターネット情報の利活用、電子メールの使い方、各種データベースの利用方法などの情報リテラシーの支援が必要である。

*デバイスとはコンピュータ分野では特にハードウェアのことで、パソコンや、タブレット、スマートフォンなどを総称している。

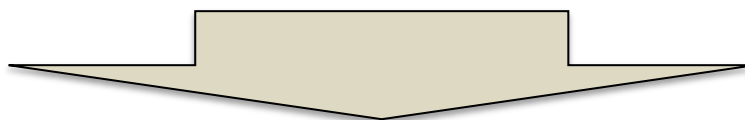
9.2 電子書籍・データベースの利活用について

<電子書籍・オンラインデータベースの背景>

- ① 電子書籍市場流通は、毎年増加傾向にあり、図書館の電子書籍提供サービスは、それに伴って、需要が増すと考えられる。
- ② 非来館者サービスとして、電子書籍提供サービスは、来館困難者にとっては非常に便利なサービスとなる。しかし、現状の著作権法の下では、電子書籍の図書館での公衆送信については著作権者の許諾がいる。
- ③ 図書館向けの電子書籍を取り扱い業者は、貸出回数等の制限付きのアクセス権契約を設定することなどにより、図書館向け貸出用の電子書籍のタイトル数を増やそうとしているのが現状である。
- ④ 2010年以降の急速な電子書籍及びその専用デバイスの普及が市場で進んだことを背景に、IFLA*は2013年に「IFLA 図書館の電子書籍貸出（eLending）のための原則」（“IFLA Principles for Library eLending”）を出している。
- ⑤ オンラインデータベースは、デジタル情報提供サービスとして、求める新聞記事を調べたり、市民が新たに起業したりするときなど、多様な利活用の方法があり、有効な情報資源である。
- ⑥ オンラインデータベースは、商用の有料データベースが一般的であり、図書館で誰でも無料で閲覧できる環境が必要である。
- ⑦ 国立国会図書館においては、外部インタフェースとして、「国立会図書館サーチ 外部提供インタフェース仕様書」を公開している。こうしたAPI*によるデータベースの活用では、すでに官公庁の統計類が利用できるようになっている。

※IFLA：IFLA（International Federation of Library Associations and Institutions）国際図書館連盟。図書館の国際組織である。

※API（Application Programming Interface）：コンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。



<電子書籍・オンラインデータベースの展開について>

- ① 図書館は、今後の電子書籍等のデジタル資料への需要に対して、多様な契約方式、複数の業者との契約に対応し、電子書籍の貸出に努めることが望まれる。
- ② 相当種類のオンラインデータベースの提供が望まれる。
- ③ オンラインデータベースの利用促進のために、使い方講座などを定期的に行い、市民への情報リテラシーのための支援を図る必要がある。
- ④ 図書館のホームページを通じて、オンラインデータベースを利用したり（ゲートウェイ機能）、レファレンスをメール等で受け付けるなど ICTを活用した非来館サービスに取り組むことが望まれる。
- ⑤ 堺市立図書館の蔵書検索システムや地域資料のデジタルアーカイブシステムに API を実装することで、国立国会図書館サーチからの検索・公開が可能となる。

9.3 JAPAN/MARC の活用について

<JAPAN/MARC の活用の背景について>

- ① 公共図書館における書誌情報は、民間 MARC[※]を購入し、目録情報として使用しているが、それが、高額になった場合、問題を生じる可能性がある。
- ② 国立国会図書館では、JAPAN/MARC[※]を作成・公開し、無償で提供している。また、それを広く図書館で利用することを推奨している。
- ③ 民間は出版業界との連携で、MARC の作成が速く、その点で、JAPAN/MARC が劣るという懸念があったが、ここ数年で、JAPAN/MARC も出版業界との連携によって、以前に比べて MARC 作成が速くなっている。
- ④ システムベンダーにおいても、JAPAN/MARC への対応が進んでいる。



<JAPAN/MARC の活用について>

- ① MARC の収録内容が必要十分か利用サービスに支障がないかを考慮したうえで、JAPAN/MARC への切り替えを検討すべきである。

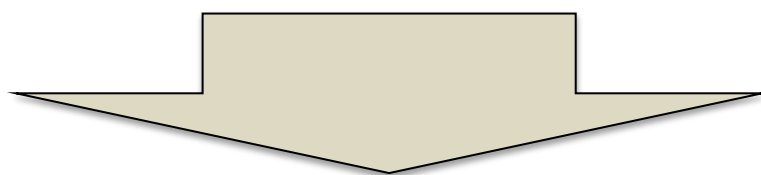
※MARC : MARC (Machine Readable Cataloging) とは、機械可読目録のことで、書誌情報や関連情報を機械が読める形式で表現し通信するための規格。

※JAPAN/MARC : 国立国会図書館が収集・整理した国内刊行出版物の全国書誌を機械可読目録の形式にしたもの。

9.4 ICT を活用した広報活動について

<ICT を活用した広報活動の必要性について>

- ① 広報活動は、従来の図書館利用者だけではなく、図書館を利用していない市民に対しても情報を届ける重要な活動である。



<ICT を活用した広報活動についての展開について>

- ② ホームページによる情報発信は、既におこなわれているが、さらに、子ども・外国人・障害者などあらゆる市民が、パソコン・モバイルなど、媒体に関わらず、また、多様な言語でアクセスできるユニバーサルなホームページの作成が必要である。
- ③ CMS*を利用するなど、情報発信しやすいしくみを導入することで、効率的な運用を可能とする。また、前述したように、ホームページに掲載する記事やデータは内容に応じて、オープンデータ化することで、2次利用を促進させることができる。
- ④ メールマガジン配信や、RSS*フィード配信などによる最新情報の提供、利用者の関心を反映できるSDI*サービスによる情報の提供などが考えられる。
- ⑤ 双方向型として Facebook や Twitter などの SNS*を利用した情報の提供方法がある。これらは、即時的、効率的な情報発信が可能となり、また、市民の意見も常に聴くことができ、それをサービスに反映していくことが可能となる。さらに、利用者参加型という特性をいかし、バーチャルな読書に関わるコミュニティの形成など、様々な可能性が考えられる。
- ⑥ 常に進化していく ICT 環境をうまく利用し、情報活用支援に取り組む市民ボランティアの参加を促し、協力により、多くの人に届く広報活動を展開していく必要がある。

※CMS：コンテンツマネジメントシステム (content management system) は、ウェブコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称

※RSS フィード配信：RSS は、Rich Site Summary の略で、Web サイトの新着情報配信のこと。配信側は、RSS フィードを作成し、利用者は RSS リーダーに、発信側の URL を登録すると配信される。RSS によって提供されたものを RSS フィードという。

※SDI：SDI (Selective Dissemination of Information) とは、利用者が関心のあるキーワードなどの検索条件を、所定のサービス・システムにあらかじめ登録しておくこと、その条件に適合した新着情報がメールなどで自動的に提供される機能。

※SNS：SNS (Social Networking Service) は、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。

9.5 ICT 活用による業務の効率化と専門業務の強化

<業務の効率化の必要性について>

- ① 平成 25 年度調査では、政令指定都市立図書館の中で、RFID* (IC タグ) を導入しているところは、20 市中 10 市、導入を検討しているところが 3 市となっている。
- ② その中で、効果として、貸出・返却の処理時間の軽減、蔵書点検での作業時間の軽減などがあげられている。
- ③ IC タグによって、予約の自動受け取りや、自動書庫、返却ポストでの自動返却、自動仕分け、自動排架なども可能となり、業務はかなり効率化される。

※RFID (Radio Frequency Identification) : 微小な無線チップ (IC タグなど) により人やモノを識別・管理する仕組み。



<業務の効率化と専門業務の強化について>

- ④ 現在の業務を定型業務、非定型業務に分け、業務の効率化を図り、多様な雇用形態を活用して、正規職員の図書館司書の業務を専門業務へ特化することで、市民サービスの向上を図ることが望ましい。
- ⑤ RFID の導入により、自動化と業務の効率化を図る必要がある。
- ⑥ レファレンス (調査相談) についても、将来的には簡単な質問や定型的な問い合わせは AI (人工知能) を活用し、図書館司書はカウンセリングが必要な専門的な質問など、きめ細かな対応が求められる業務に集中することが望ましい。
- ⑦ 資料の排架や整理なども将来的には工業用ロボットの活用を検討し、自動化を図ることも検討すべきである。